

健 発 1118 第 3 号
令和元年 11 月 18 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者に対する自己負担額の認定及び合併症の取扱いについて」の一部改正について

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について（令和元年 5 月 23 日付け厚生労働省発障 0523 第 1 号）を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者に対する自己負担額の認定及び合併症の取扱いについて」（平成 19 年 3 月 29 日健発第 0329010 号）を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたので通知する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
入院患者に対する自己負担額の認定及び合併症の取扱いについて

- 1 本制度は、患者本人が行政的な強制を受け、患者を入院させるにしても、その間、本人の疾病の治療のため必要な医療が加えられる以上、本人又はその家族はその負担し得る範囲内で当該医療費を負担することが衡平の原理にかなうことから設けられたものであり、この趣旨を十分踏まえて自己負担額の認定事務に当たられたいこと。
- 2 扶養義務者の範囲については、配偶者及び生計を一にする絶対的扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）とされているところであるが、その取扱いに当たっては別途結核感染症課長通知に基づき、患者本人及び保護者等に本制度の趣旨を十分説明し協力を得られるよう努め、これらの者に必要な書類の提出を求める等されたいこと。
- 3 所得割の額の把握については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき関係情報を取得することや、患者本人又は保護者等に必要な書類の提出を求めること、関係機関等に対して照会を行うこと等の適切な方法により実施することとなるが、この把握に当たっては患者本人、保護者等及び関係機関等に対し、本制度の趣旨を十分説明し協力を得られるよう努めるとともに患者本人又は保護者等から同意書等をとるなどして、協力を得られるよう努められたいこと。
- 4 合併症の取扱いについては、原則として感染症治療と併せ行った合併症治療について公費負担の対象となりうるものであるので、その趣旨について医療機関等関係者に十分説明し、理解していただき、合併症治療の緊急性及び必要性について十分把握し、適正な運用に努めること。

また、合併症の治療に際し転院せざるを得ない場合には、感染症病床又は結核病床を有する病院に転院させ、治療を行うことが適当であり、このため、日頃から感染症病床又は結核病床のある総合病院に転院させられるよう、これらの病院との協力体制を作っておくことが望ましいこと。

しかし、救命等緊急時あるいは特例合併症の治療が地域の実情により他の一般病院に転院して行わざるを得ない場合は、感染症の治療に継続性をもたせるべく当該医療機関との連絡を密にするとともに、その患者の状況を的確に把握し、当該合併症の治療が終了した場合は速やかに感染症病床又は結核病床において治療に専念する等して、適正な運用に努められたいこと。

別添

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者に対する自己負担額の認定及び合併症の取扱いについて
(平成 19 年 3 月 29 日健発第 0329010 号)

新	旧
(略) 3 <u>所得割の額の把握については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき関係情報を取得することや、患者本人又は保護者等に必要な書類の提出を求めること、関係機関等に対して照会を行うこと等の適切な方法により実施することとなるが、この把握に当たっては患者本人、保護者等及び関係機関等に対し、本制度の趣旨を十分説明し協力を得られるよう努めるとともに患者本人又は保護者等から同意書等をとるなどして、協力を得られるよう努められたいこと。</u> (略)	(略) 3 <u>所得税額の把握については、患者本人又は保護者等により認定に必要な書類の提出を求め、必要に応じ関係機関等に照会することとされているが、この把握に当たっては関係機関等に対し、本制度の趣旨を十分説明し協力を得られるよう努めるとともに保護者等から同意書等をとるなどして、協力を得られるよう努められたいこと。</u> (略)